

飲食店への営業時間短縮の第10次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

- 1 実施期間(要請期間) 令和4年2月14日(月) 午前0時 ～ 3月6日(日) 午後12時
- 2 対象区域(8市9町) 香川県内全域
- 3 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項
- 4 対象 **対象区域(香川県内)**において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
 ✓ 小売りを営業主とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から 午後9時まで に限る	✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る	✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る
	✓ 『酒類の提供』は 午後8時まで	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請
	→ 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする		—
	✓ 同一グループの同一テーブルでの 5人以上の会食を避ける よう協力要請 (認証店 のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

飲食店を経営されている皆様には、10度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。g